

「第6次佐賀県廃棄物処理計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分

「A」計画と同趣旨のもの「B」計画の修正を行ったもの「C」計画の推進の段階で検討するもの「D」計画に関する感想や質問であるもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
1	ごみ処理フローの数値中の計画処理量 216,953(収集量)+31,270(直接搬入量)=248,223と7,004(直接資源化量)+241,533(中間処理量)+10(直接埋立量)=248,547の相違値が「324」で、四捨五入による相違値にしては、相違値が大きい印象です。 四捨五入による相違値以外の理由を付記することが可能でしたら、付記した方がよいと思います。	B	相違値(324トン)については、前年度に搬入されたが、翌年度(令和5年度)に処理された量です。 ご意見を踏まえ、計画3ページ下部に、次の文言を追加します。 「※計画処理量の合計と、直接資源化量、中間処理量及び直接埋立量の合計差(324トン)は、令和4年度に搬入されたごみが、翌年度(令和5年度)に処理されたことによるもの」	3ページ
2	ごみの課題について 県の5次計画に記載されていた事業継続計画が削除されています。 令和5年の国通知「一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について」にありますように新型コロナウイルス禍に限らず、一般廃棄物処理業務の安定的な事業継続については、平時から県、市町村、事業者で連携した取組が必要であると思います。 県内中小企業のBCP策定等については、県産業労働部でも課題して取組まれています。社会サービスとして必要不可欠な保育、介護、福祉分野等では、事業継続のため、担い手対策は、最優先課題とされています。一般廃棄物処理の分野も同様ではないでしょうか。 大規模災害対応など、一廃行政も、今後、より広域的な観点から県としても施策を展開していく必要があるのではないのでしょうか。その前提として、現状どのような課題があるのか、記載していただきたいと思います。 例えば、災害や火災などにより処理施設が長期間機能しなくなった場合などを想定した一般廃棄物処理施設間連携について、県として今後の課題として位置付けてもよいのではないのでしょうか。	A	前計画期間中に、市町及び一部事務組合で廃棄物処理事業継続計画を策定されたことから、計画では記載は行っていません。 なお、ご意見に関連するものとして、22ページに施策として「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン等に基づく事業継続計画改訂等の支援」を記載しています。	5ページ 22ページ
3	し尿の課題について 第5次計画以降、浄化槽法が改正されています。 法改正を踏まえて、どのように施策を推進していくのか、そのためにどのような課題があるのか、明記していただけたらと思います。 昨年10月に「さが浄化槽協議会」が立ち上げられました。 浄化槽台帳を整備することが目的ではなく、台帳整備から見えてくる課題解決に向け取り組んでいくための協議会だと思います。	A	廃棄物処理計画に定める事項について、廃棄物処理法施行規則第1条の2の2で、一般廃棄物に関しては、 ・一般廃棄物の広域的な処理に関する事項 ・一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項 を定めるものと規定されていることから、計画では、浄化槽法改正を踏まえた課題については記載は行っていません。 なお、県下水道課において、下水道や集落排水、浄化槽などの生活排水処理について、どの地域をどの施設(手法)で整備するか将来像を示した県構想(佐賀県生活排水処理構想)を策定するとともに、浄化槽法改正に伴い、協議会立上などに取組んでいます。	6ページ
4	不適正処理(不法投棄)について 一般廃棄物に関し、現場では、「処理困難物対策」や「違法な不用品回収対策」は大きな課題となっています。 大きくはSDGsの観点、また、目の前の事象としての空き家対策などを考えますと、今後、行政と事業者が連携し取組むべき大きな課題だと思います。 具体的な施策への落とし込みは難しいとは思いますが、課題としての位置づけは必要ではないのでしょうか。 解体建屋の増加に伴う浄化槽解体時の不法投棄対策も課題であると思います。 関係する県や市町の行政担当部署や事業者が連携して取組むべき課題だと思います。	A	廃棄物処理計画に定める事項について、廃棄物処理法施行規則第1条の2の2で、一般廃棄物に関しては、 ・一般廃棄物の広域的な処理に関する事項 ・一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項 を定めるものと規定されていることから、計画では、「処理困難物対策」「違法な不用品回収対策」を課題としては記載は行っていません。 なお、不法投棄対策や処理困難物など広域的な処理への対応として、施策展開として、計画20ページに、 ・一般廃棄物の適正処理への支援 ・廃棄物処理施設等の監視指導 を記載しています。	10ページ 20ページ
5	「し尿」の施策については、生活排水処理計画など、他の計画の中で整理している旨、記載してもよいのではないのでしょうか。	B	ご意見を踏まえ、計画1ページ「計画の基本的事項-関連する県の主な計画」欄に、次の文言を追加します。 「佐賀県生活排水処理構想」 「佐賀県生活排水処理広域化・共同化計画」	1ページ
6	「つながる」施策 第5次計画で掲げられていた、「新たな地域循環圏の構築」が、今回の計画から削除されているはどのような理由からか。	D	「新たな地域循環圏の構築」については、域内での廃棄物の資源循環を図ることを目的に記載していましたが、第5次計画期間中に、再資源化事業等高度化法やプラスチック資源循環促進法が施行されたことを踏まえ、計画20ページに、 ・プラスチック資源循環促進法を踏まえた、プラスチック使用製品産業廃棄物等の適正処理の助言・指導 ・再資源化事業等の高度化のための各主体の連携・協働に資する調整を実施と記載しています。	17ページ 20ページ
7	施策⑧ 県内ごみ処理広域化の推進 「佐賀県ごみ処理広域化計画の必要に応じた見直し」とあるが、広域化計画は計画期間H11～H31となっており、計画策定から既に26年経過している。広域化は一定程度進んでおり、リサイクルの進展などにより、ごみ処理を取り巻く情勢は大きく変化している。広域化計画の要否も含め、必要であれば早急に改訂すべきではないか。	C	一般廃棄物の広域処理に関しては、「佐賀県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内4ブロックで広域処理に取り組んでいるところです。 今後、市町から、新たな広域ブロックの設定等の要望等があれば、計画の改訂について検討いたします。	19ページ
8	施策⑨ 県外産業廃棄物の県内搬入の規制 県外産業廃棄物の県内への搬入規制を行うのであれば、県内産業廃棄物の県内処理についても、県として(指導や助言だけではなく)実効性のある具体的な取組を行うべきではないか。	A	県外産業廃棄物の県内搬入に関しては、県はこれまで、要綱等の内部的に定めたルールで手続きを行ってきたものを、条例化により明確化したものであり、手続きは、これまでと変わりません。	19ページ
9	共通事項 ① 国において再資源化事業等高度化法が施行されたが、廃棄物をめぐる環境は、今後、これまでとは大きく変化するものと思われるが、今回の計画は、その点も十分考慮されているのか。 ② 最近、伊万里市の廃棄物処分場建設の話題が出ているが、県内の廃棄物処理施設等の現状(施設数や受入容量等)や今後のごみ排出見込量、リサイクルの進展等を勘案し、県内の施設の必要容量(上限など)を本計画で示すべきではないか。	A	①については、計画20ページに、 ・再資源化事業等の高度化のための各主体の連携・協働に資する調整を実施と記載しており、国や事業者の動きなどを注視しながら適切な取組を展開します。 ②については、県内の廃棄物処理施設の現状(施設数や受入容量等)は把握していますが、廃棄物処理計画に定める事項について、廃棄物処理法施行規則第1条の2の2では、記載する項目とはなっていないことから計画では記載していません。	20ページ